

岩手県市町村総合事務組合規則第10号（令和8年9月11日公布）

市町村職員退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則
の一部を改正する規則

市町村職員退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成22年
岩手県市町村総合事務組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（主宰者の指名の手続） 第7条 （略） 2 主宰者が準用行政手続法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、管理者は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。	（主宰者の指名の手続） 第7条 （略） 2 主宰者が準用行政手続法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、管理者は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の市町村職員退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第7条第2項の規定に基づき行われた新たな主宰者の指名の効力については、なお従前の例による。